

この契約、この買い物は クーリング・オフできるの？

＜相談事例1＞

高齢で一人暮らしの母の家に行くと、たくさんの洋服と契約書や領収証があった。それほど高級そうではないのに、何十万円もするので驚いた。母に聞くと、買ったことも覚えていないようだが、クーリング・オフできるだろうか。（60代女性）

＜相談事例2＞

5日前に店で補聴器を購入したが、家で使ってみると聞こえづらい。調整してもらっても改善しないので、クーリング・オフしたい。できるだろうか。（80代男性）

●クーリング・オフ制度は、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。

訪問販売や電話勧誘販売などの不意打ち的な販売方法や、仕組みが複雑で契約内容を理解するのが難しい取引などにクーリング・オフ制度が設けられています。

一方、店舗での購入や通信販売にはクーリング・オフ制度がありません。通信販売の場合、返品できるかどうかについては販売会社が定めた特約に従うことになります。申し込むときは、返品特約や条件をよく読みましょう。

●クーリング・オフは必ず書面で行いましょう。はがきでできます。

クーリング・オフ可能な期間は、取引形態によって異なり、訪問販売や電話勧誘販売では8日間です。契約した日ではなく、契約書（または申込書）を受け取った日を1日目とします。クーリング・オフ通知は、自分で書くことができます。事業者が受け取らなくても、期間内に発信すれば問題ありません。クレジット契約をしている場合は、販売会社とともにクレジット会社にも同時に通知します。ハガキの両面をコピーし、「簡易書留」など記録の残る方法で発信します。（関係書類は5年間保存）

●わからないことは、消費生活センターに相談してください。

北九州市立消費生活センター（ウェルとばた7F）	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は事前予約が必要となります。

まずは消費生活センター☎861-0999へ電話でご相談ください。

消費者ホットライン☎188（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）



まもりん



みもりん